

# コミュニケーション能力

一般社団法人薬学教育協議会という組織がありまして、その下に、病院・薬局実務実習中央調整機構委員会があります。

その2023/1/24の委員会議事録を眺めていて、ちょっと残念な気分です。『コミュニケーション不足の学生が多くなっている(中略)学生の態度やコミュニケーションに関する問題については、まずは挨拶をきちんとすること等、基本的な事だが大学は改めて学生に指導する必要がある』と、書いてありました。戦後の教育制度は、大学生で挨拶を教えるところまで落ちたらしい。ともかく、教育者が寄って集って大所高所で「挨拶」を論議する時代なんですね。

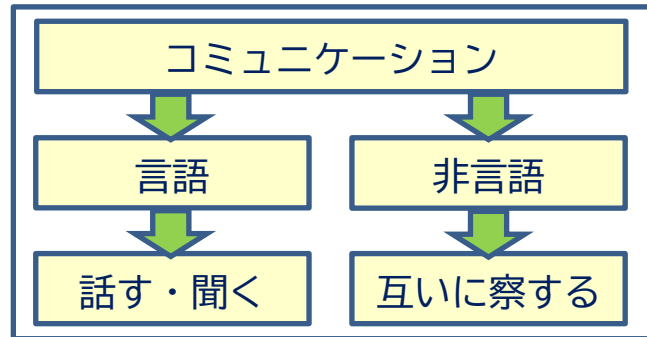


私自身、マイナビのイベントなどで講師を務めると、必ず「コミュニケーション能力」の質問を頂きます。

そこで、能力向上を考える際に、まず考える事は、右の図のように、コミュニケーションを「言語」と「非言語」の2つの要素に分けてみるようにしております。

こうやって分ければ、「言語」は「話す」と「聞く」の2つが重要要素になりますし、「非言語」では「察する」という要素が重要ということが分かってきます。

各要素について、少し記述します。



「話す」という要素では、語彙力やら文章組み立て能力、文章表現力など、一朝一夕には身につかないことが多いので、学生さんが悩むのは、このあたりかなと思っています。しかし、それらの技術が乏しいとしても、「自分の意見や考えを明確に」しておけば、口下手であろうと、表現が拙かろうと、伝わるものです。

一方、「聞く」という要素は、誰でも実践できることです。相手の言うことを理解しようと聴く。積極的に聴く。相手の話を遮らずに聴く。共感しながら聴くなど、とにかく聞き上手になって下さい。これだけでも、コミュニケーション能力は大いに向上するはずですよ。聴くことにより知識や経験もどんどん増えていきます。

さて「非言語コミュニケーション」ですが、これは是非とも多用してほしいと思っています。例えば、「会話という行為」を考えた場合でも、言葉に依らない要素がたくさんありますね。声のトーン、表情、聞き方、礼儀、聞くポーズ、手の動き、握手、ジェスチャー、視線、傾き方、座り方…考えれば、無限にあるでしょ。

従って、自らの動作や態度について、しっかりと意識的に考えること。同時に、相手の仕草などを意識的に観察すること。そして察すること。そういう中で、相手への理解が深まったり、自身の主張が相手に伝わったりするものです。また、「察しきれなかった部分」が明確になれば、相手への質問が的確に行える素地になるので、コミュニケーションがさらに深まることになります。こういった経験を積む中で、「自己反省」という視点も自然と出てくると思います。自分自身の思考や判断基準がズレたり固定化しすぎていると、相手の主張を正確に察することができない場面を経験すると思うので、自己反省しながら修正しましょう。

さて、非言語コミュニケーションは、自分で行う態度や行動だけではありません。相対距離・位置、環境、照明の具合、インテリア、周囲の音なども非言語コミュニケーションとして有効利用できますね。

いわゆる「雰囲気・空気」というやつです。

結婚式や葬式やらのセレモニー形態も、仏壇も護摩壇も鳥居のようなアイテムも非言語コミュニケーション。要は、その「雰囲気・空気」で、互いに何かを「察し」、そして「行動が変化」すれば、それは「非言語コミュニケーション成立」ですね。

座の作り方を例にすれば、まず、自分の伝達目的を明確にすること。居酒屋が良いのか、薄暗いバーカウンターが良いのか、正座で相対したほうが良いのか、いろんな「座の作り方」があると思います。「相手にリラックスしてもらう」雰囲気作りなら、軽快で静かな音楽、自由な談笑の場、などが必要でしょうし、「相手に緊張をしてもらう」なら、整然とした座席配置、音のない空間、などになるでしょう。

また、相手の属性にも気を配りましょう。ビジネスなのかプライベートなのか、年齢層はどうか、性別や職種など、属性によって適切・不適切も違ってきますので、ご用心です。海外の人の場合は、特に文化・習慣への配慮が重要なのは当然ですね。

上記いずれも「私見ですのでご参考までに」と、逃げは打っておきますが、講演参加者の共感は得られていると思っています。

## CONTENT

Page2

2023. 3

No. 315

**DRUG SAFETY UPDATE**  
医薬品安全対策情報

- ・GLP-1含有製剤すべて：胆石症、胆嚢炎、胆管炎、胆汁うっ滞性黄疸など
- ・タゾピペ配合静注：血球貪食性リンパ組織球症

Page2～4

**医薬品・医療機器等  
安全性情報**  
Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.399  
厚生労働省医薬・生活衛生局

- ・レナリドミド製剤の後発品における安全管理方策について



## 重要

速やかに改訂添付文書を作成します

GLP-1含有製剤すべて

249 その他のホルモン剤

ビデュリオン皮下注、オゼンピック皮下注、マンジャロ皮下注

トルリシティ皮下注、リクスミア皮下注、ピクトーザ皮下注

ソリア配合注、ゾルトファイ配合注など

リベルサス錠

改訂箇所	改訂内容
[8.重要な基本的注意]追記	胆石症、胆嚢炎、胆管炎又は胆汁うっ滞性黄疸が発現するおそれがあるので、腹痛等の腹部症状がみられた場合には、必要に応じて画像検査等による原因精査を考慮するなど、適切に対応すること。
[11.1重大な副作用]追記	胆嚢炎、胆管炎、胆汁うっ滞性黄疸

タゾピペ配合静注用

613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用する

タゾバクタム・ピペラシリン水和物

もの

改訂箇所	改訂内容
[11.1重大な副作用]追記	血球貪食性リンパ組織球症(血球貪食症候群): 血球貪食性リンパ組織球症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、発熱、発疹、神経症状、脾腫、リンパ節腫脹、血球減少、LDH上昇、高フェリチン血症、高トリグリセリド血症、肝機能障害、血液凝固障害等の異常が認められた場合には、投与を中止し、適切な処置を行うこと。



医薬品・医療機器等  
安全性情報  
Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.399

厚生労働省医薬・生活衛生局

## レナリドミド製剤の後発品における安全管理方策について

### 1. はじめに

多発性骨髄腫等の治療薬であるレナリドミド(販売名:レブラミドカプセル)及びポマリドミド(販売名:ポマリストカプセル)は、サリドマイドと類似の化学構造を持つ薬剤であり、催奇形性を有することから、胎児への薬剤曝露防止を目的とした厳格な管理手順(レブラミド・ポマリスト適正管理手順(RevMate))の実施が義務づけられています。

本管理手順に基づき、レナリドミド及びポマリドミドを処方・調剤するためには、処方医師、責任薬剤師、患者のそれぞれが十分に本管理手順について説明を受け、理解した上で、RevMateセンターに登録される必要があります。また、本管理手順の遵守状況を確認するため、処方・調剤に当たっては、患者は決められた頻度で定期確認票に記入し、処方医師と薬剤師は遵守状況確認票に基づき確認を行う必要があります。

## レナリドミド製剤の後発品における安全管理方策について

レナリドミド製剤の後発品は、本年2月15日に承認され、今後、薬価収載を経て上市される見込です。レナリドミド製剤の後発品上市後の安全管理に向けたRevMateの改訂が行われ、本年6月より施行される予定となっていますので、その安全管理方策の概要を紹介します。

### 2. 安全管理方策の主な概要

#### (1) 安全管理手順の共有について

レナリドミド製剤の後発品においても、原則RevMateに基づき胎児への薬剤曝露防止を目的とした厳格な管理を行うとともに、その運用に際しても、先発品企業と各後発品企業が安全管理体制を共有し、緊密に連携を図ることとします。

#### (2) 各企業の連携体制について

RevMateに関する業務のうち、各製品に共通し、集中的に実施することが合理的・効率的だと考えられる業務(データベースの管理・運営、処方医師・責任薬剤師の研修、医療機関への定期訪問等)については、代表する企業が、後発品企業を含む各社がその責任の下に自ら実施することが合理的だと考えられる業務(本剤安全管理手順に基づく資材の提供、個別の逸脱事例への対応等)については、各社が実施することとします。

#### (3) 第三者評価委員会及び運営委員会について

第三者評価委員会は、従前どおり、企業から独立した組織として、薬剤の胎児曝露の防止と患者の薬剤へのアクセス確保の両立に関する確認及び提言を行うこととします。

運営委員会は、従前どおり、RevMateを適正に運営・管理することを目的とします。当該目的を達成するため、RevMateを共有する企業が合同で設置・運営し、RevMateの運用によって得られた知見・経験を各企業に共有することとします。

#### (4) 同意書について

後発品の参入により他社にも個人情報が入ることとなることから、同意書の様式を改訂し、RevMateセンターを運営する企業のほか、服用する品目の企業にも個人情報が提供される旨を明示することとします。また、個人情報の取扱いの詳細については、企業において説明資料を作成し、当該資料に基づき医師又は薬剤師から説明を行うこととします。

新たな様式で同意を取得した患者に対しては、他社のレナリドミド製剤に変更を行ったとしても、改めての同意取得は不要とします。ただし、変更に際しては、医師又は薬剤師は、患者に説明資料を用いて十分に説明し、説明を行った旨を遵守状況確認票に記録することとします。

後発品参入前から先発品での治療を継続している患者、すなわち現行の様式で同意を取得した患者に対しては、後発品への切り替え時に新様式で改めて同意を取得することとします。新様式での同意後は、さらに別の企業のレナリドミド製剤に切り替えたとしても、改めての同意取得は不要とすることとします。

#### (5) 情報の管理等について

共有データの取扱いについて、RevMateに基づく登録情報、遵守状況等を記録するデータベースは、単一の共通データベースとし、代表する企業のデータセンターにおいて一元的に管理することとします。

データベースに記録された情報は、RevMateの運用のみに用いるべきものであり、営業活動に用いることは厳に認められない。このため、RevMateの運用に携わる者と営業活動に携わる者は明確に区別し、兼任は行わないこととします。

### 1. おわりに

改訂後のRevMateにつきましては、企業により情報提供活動が行われ、令和5年6月1日付けで施行される予定です。また、RevMateの名称は「レナリドミド・ポマリドミド適正管理手順」と一般名表記に変更になります。

医療関係者の皆様におかれましては、今回の内容の趣旨をご理解いただき、本管理手順に従った安全管理を行っていただきたく、引き続きご協力をお願いいたします。



